

平成25年台風26号に伴う 伊豆大島土砂災害について

■ 三 辻 利 弘* ■

1. 大島町の概要

大島町は東京都に属し、東京の南南西約120km海上に位置し、東西約9km、南北約15km、面積91.06km²で、伊豆諸島最大の島です。

富士箱根伊豆国立公園の指定を受けた自然環境に恵まれ、島の中央には外輪山で囲まれた約12km²の砂漠といわれる火口原（カルデラ）があり、このなかに標高758mの複式火山三原山が聳えています。地質は主に玄武岩で形成されていますが、たび重なる噴火により溶岩流や噴出物が随所に露出しています。

人口は8,211人（平成27年7月1日現在）、高齢化比率は31.7%であり、昭和50年頃から微減が続き、少子高齢化が進行しています。



位置図



島の経済は観光産業に大きく依存していますが、花き（ガーベラ、ブバルディア等）や、明日葉等の農業、貝類・藻類等の漁業及び焼酎、くさや・椿油等の加工業も盛んです。

2. 土砂災害の概要

平成25年10月15日から16日にかけて接近した台風26号による記録的な豪雨は、甚大な被害をもたらしました。1時間に122.5ミリの猛烈な雨が降り、24時間の降水雨量では10月の大島での月降水雨量平均値の約2.5倍となる824ミリという観測史上最高値を記録し、その結果、大規模



大島町全体平面図

* Toshihiro Mituji 東京都大島町長



被災状況①



被災状況②

な土砂災害が発生しました。

この災害によって、36名の尊い命が奪われ、いまだ3名の方が行方不明（平成27年7月1日現在）となっています。また、建物被害は全壊137棟、大規模半壊28棟、半壊49棟、一部損壊186棟、合計400棟、その他、道路、港湾施設、農林漁業施設及び学校施設等甚大な被害を受けました。

3. 復旧等の状況

(1) 災害廃棄物の処理

土砂災害で発生した流木等の災害廃棄物等は約11万トン（災害廃棄物が約3万トン、土砂が約8万トン）であり、これは町の通常時の約9年分の廃棄物処理量に相当します。

これらの処理が復旧・復興の前提となることから、町は7つの項目からなる「大島町災害廃棄物等処理方針」を平成25年11月に策定しました。この方針に基づき地方自治法252条の14の規定による災害廃棄物処理の事務の一部を東京都に委託し、東京23区清掃一部事務組合の協力により約1万トンの災害廃棄物等の島外処理を行うなど、計画どおり処理を進め、平成26年12月には全ての災害廃棄物処理は完了しました。



災害廃棄物仮置き場

(2) 応急仮設住宅及び災害公営住宅の建設

東京都は町の要請を受け、旧小学校グラウンドに災害救助法に基づく応急仮設住宅を建設し、平成27年7月1日現在、35世帯、82の方が生活して

います。

応急仮設住宅の使用期間が2年間ですので、町は2地区に復興住宅として、合わせて24戸の整備を進めており、平成27年度中には完成する予定です。



応急仮設住宅

(3) インフラの復旧

町道は13箇所が被災し、2箇所は平成26年度中に復旧工事が完了し、残り11箇所については平成27年度中に完了する予定です。

また、水道施設及び港湾施設についても26年度中に復旧工事は完了しています。

(4) 産業の復旧

農地及び農業施設等の復旧工事は平成27年度完了予定であり、また漁場については、稚貝放流やコンクリート製漁礁を設置するなど回復に努めているところであります。

全壊しました観光プールについては、新たな場所に建設中であり、27年度中には完成する予定です。

4. 大島町復興計画の策定

復興と再生を進めるためには、各種施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。一日も

早い被災者の生活再建支援と産業の再建を果たし、安全・安心で魅力ある島を町民と行政とが協働で実現していくためのまちづくりの計画として、大島町復興計画（以下、「復興計画」という）を26年9月に策定しました。

(1) 復興計画策定までの経緯

①大島町復興計画策定委員会の設置

町は復興計画策定に当たり、学識経験者と東京都及び大島町の行政関係者から組織される「大島町復興計画策定委員会」（以下、「委員会」という）を設置し、復興計画案の作成などを諮問しました。

策定委員会は、平成26年2月1日から同年9月17日までの間に7回開催し、後述する「大島町復興町民会議」及び3つの分科会から出された被災者や町民からの意見を反映した「大島町復興計画案」を取りまとめ、大島町長へ答申しました。

②大島町復興町民会議及び分科会の開催

町は「大島町復興計画案」に被災者や町民の意

見を反映するために、「大島町復興町民会議」（以下、「復興町民会議」という）を開催しました。復興町民会議は、公募委員26名を含む50名で構成されており、実質的な議論を行うことが難しいため、テーマごとに「元町地区復興まちづくり分科会」「産業観光復興支援分科会」「防災まちづくり分科会」の3つを設置し、議論を進めました。

第1回大島町復興町民会議が開催された平成26年4月22日から同年9月10日までの約5カ月間に、復興町民会議7回、元町地区復興まちづくり分科会8回、産業観光復興支援分科会9回、防災まちづくり分科会8回、合計32回の会議を開催し、精力的に議論を重ね、町民等の意見を策定委員会に報告しました。

(2) 復興計画の概要

①復興の基本理念

町は早期の復興を図り、災害に強い自助・共助・公助のまちづくりに努めるとともに、町民が安心して生き生きと暮らすことができる地域力溢れる大島町の再生をめざして、町民と行政の信頼関係をもとに、協働と連携により「被災を繰り返さないまちづくり」「安心して住み続けられるまちづくり」を進め、復興を積極的かつ着実に推進します。

さらに、町民と行政が一丸となって、復興でめざす島の姿の実現に向けて取り組み、被災前より魅力ある島づくりを進めていきます。

②復興計画の期間と目標

復興には、被災者の生活再建という早期に対応すべき課題から、新しいまちづくりという長期的な課題まで、多岐にわたる取り組みが必要とされることから、10年間とします。

この10年を前期（平成26年度から28年度）、中期（平成29年度から31年度）、後期（平成32年度から35年度）の3段階に分け、それぞれ目標を設定しました。

○前期の目標：被災者の意向を尊重し、個々の被災状況に応じた生活再建の目途が立つことをめざします。

○中期の目標：活気と魅力ある島の再生を図り、



大島町復興計画策定委員会開催状況



大島町復興町民会議開催状況

東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせ「元気な大島」を発信します。

○後期の目標：「復興でめざす島の姿」として、
〈安心と笑顔があふれる美しい島〉を実現します。

③復興計画の柱

復興に当たっては、「被災者生活再建支援」「地域基盤・インフラの復旧」「産業・観光復興支援」「防災まちづくりの強化」を4つの復興の柱とし、施策を推進していきます。

「被災者生活再建支援」は、被災者が一日も早く元の生活に戻れるよう、恒久住宅の確保や被災者の心身の健康の回復・維持のためのサポートなど、生活全般の再建に向けた様々な支援を行います。

「地域基盤・インフラの復旧」は、島全体の土砂災害対策の強化を進めるとともに、道路網や通信、水道や電気など地域基盤となるインフラ施設の復旧と機能強化を進めるとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めます。

「産業・観光復興支援」は、被災により休業や減収を余儀なくされている企業・農業・水産業・観光業の早期再建に向けた様々な支援を行います。また、新たな資源や魅力の整備を進めるとともに、商業・農業・水産業・観光業が連携する「地域産業の6次化」の取り組みを進め、大島の新たな魅力の創出をめざします。

「防災まちづくりの強化」は、今回の災害の課題を踏まえ、土砂災害対策の強化とともに、大規模地震や津波などによる災害も考慮し、総合的な観点から防災対策を推進するため、町、東京都、国が連携した防災諸施設の強化や災害時の体制整備、災害対応力の強化を進めます。

5. 復旧・復興事務に当たっての基本的姿勢

復興計画を確実に推進するためには、復興の基本理念に基づき、次の5つの柱を常に念頭において、復旧・復興事務に全力で取り組むことを基本的姿勢とします。

- (1)被災された方々の痛みを最小化し、町民が安心して生き生きと暮らすことができる地域力を構築します。
- (2)復旧・復興に当たっては、単に元にあった姿に戻すだけでなく、今後の社会環境・社会情勢を考慮した創造的な復興をめざします。
- (3)復旧・復興の施策と地域振興策との連動を図り、大島町の更なる発展に繋げます。
- (4)国、東京都、町等行政機関及び町民と連携のうえ、復旧・復興事業のスピードアップ化を図ります。
- (5)町等行政機関の役割、町民の役割を明確にし、それぞれ責任を持った全島一丸となった協働体制で諸課題に取り組みます。

6. おわりに

大島町は、過去幾多の自然災害を受けています。

記録に残る主な台風による土砂災害は、字数の都合で被災状況は記載できませんが、1856年、1932年、1958年の台風により、いずれも死者、行方不明者等の人的被害、家屋全壊等の物的被害等甚大な被害を受けました。

噴火災害では、三原山は日本有数の活火山であり、過去100年以内でも1912～14年、1950～51年、1986～87年に大規模噴火しており、特に1986年噴火により全島避難したことは、記憶に新しいところです。

今回の平成25年台風26号による土砂災害は、過去に例をみない大規模災害です。この災害を検証して二度と起こらないよう努めることが行政の責任、役割であり、我々の使命です。

最後に、被災者の救助救出作業や行方不明者搜索活動を行いました自衛隊、警視庁、東京消防庁など各関係機関の皆様にご改めて敬意を表します。

また、様々なご支援等をいただきました国土交通省をはじめとする各省庁、東京都及び各自治体の皆様や災害ボランティアの皆様に対し感謝申し上げます。